

全学教育実習事前・事後指導の欠席について (教育学部の学生を除く)

全学教育実習事前・事後指導については、全日程必ず出席またはレポート提出をしてください。原則として欠席は認めません。

ただし、次の事例によりやむを得ず欠席する場合は、「欠席届」(所定用紙)を所属学部・研究科の学務係に事前に提出してください。

事前に届け出ることが出来ない場合(急病、事故等)は、所属学部・研究科の学務係に電話で連絡をしてください。届け出ない場合は、無断欠席とみなします。

欠席が認められる事例	欠席が認められない事例
① 忌引き(証明する書類を添付) ② 病気(診断書を添付) ③ 事故(証明書を添付) ④ 就職・進学試験(証明する書類を添付) ⑤ 教育実習 ⑥ その他	① ボランティア活動 ② 留学 ③ 定期的な通院など急を要さない病気 ④ 他の講義に出席した場合

「欠席届」は、所属学部の学務係から受け取るか、以下からダウンロードしてください。

○全学教職センター

ホーム>冊子・用紙等のダウンロード>教育実習関係>教育学部生以外向け通知&様式 詳細>【通知】>教育実習事前・事後指導 欠席届

<https://www.kyoshoku.niigata-u.ac.jp/download/index.html>

【注意事項】

○第1～11回、第13回は、開始後20分以降に入室した場合「欠席」とします。第12回(動画視聴(オンデマンド))は、動画視聴後にレポートを提出期限までに提出しなかった場合「欠席」とします。

○以下に該当する場合は、**「教育実習の取り消し」**となります。

①全12回のうち、5回以上欠席した場合

②「無断欠席」または「欠席が認められない事例による欠席」の場合(欠席回数が4回未満であっても「教育実習の取消し」の対象となります。)

○補講は第13回を除いて、実施しません。